

議案第10号

匝瑳市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市行政組織条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月3日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市行政組織条例等の一部を改正する条例

(匝瑳市行政組織条例の一部改正)

第1条 匝瑳市行政組織条例（平成18年匝瑳市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「産業振興課」を「農林水産課 商工観光課」に改める。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 農林水産課

ア 農林水産業に関すること。

イ 基盤整備に関すること。

ウ 農業の重要な施策に関すること。

第2条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 商工観光課

ア 商工業及び観光に関すること。

イ 企業立地に関すること。

(匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第2条 匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例（平成18年匝瑳市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第8条中「産業振興課」を「農林水産課」に改める。

(匝瑳市八日市場勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 匝瑳市八日市場勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例（平成18年匝瑳市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第14条中「産業振興課」を「商工観光課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)

匝瑳市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。</p> <p>秘書課 企画課 総務課 財政課 税務課 市民課 環境生活課 健康管理課 農林水産課 商工観光課 都市整備課 建設課 福祉課 高齢者支援課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>農林水産課</u></p> <p>ア <u>農林水産業に関すること。</u></p> <p>イ <u>基盤整備に関すること。</u></p> <p>ウ <u>農業の重要な施策に関すること。</u></p> <p>(10) <u>商工観光課</u></p> <p>ア <u>商工業及び観光に関すること。</u></p> <p>イ <u>企業立地に関すること。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を設置する。</p> <p>秘書課 企画課 総務課 財政課 税務課 市民課 環境生活課 健康管理課 産業振興課 _____ 都市整備課 建設課 福祉課 高齢者支援課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第2条 課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>産業振興課</u></p> <p>ア <u>農林水産業に関すること。</u></p> <p>イ <u>農村公園に関すること。</u></p> <p>ウ <u>商工業及び観光に関すること。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>以下 略</p>

(参考)

匠瑳市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改	正	後	改	正	前
第1条～第7条 略 (庶務)	第1条～第7条 略 (庶務)	第8条 協議会の庶務は、 <u>農林水産課</u> において処理する。 以下 略	第1条～第7条 略 (庶務)	第8条 協議会の庶務は、 <u>産業振興課</u> において処理する。 以下 略	

(参考)

匠瑳市八日市場勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第3条関係)

改	後	正	改	正	前
第1条～第13条 略 (庶務)	第1条～第13条 略 (庶務)	第14条 委員会の庶務は、 <u>商工観光課</u> において処理する。 以下 略	第1条～第13条 略 (庶務)	第14条 委員会の庶務は、 <u>産業振興課</u> において処理する。 以下 略	